

奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分） 受託事業者募集要項

1 適用

本要項は、奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分）

(2) 業務の目的

ラグビー国際大会開催や、令和2年のオリンピック・パラリンピック開催などを契機とし、今後更なるインバウンドの観光需要の高まりが想定されることから、欧米豪をはじめとした外国人観光客に向けて、すでに多くの観光客が訪れる奈良公園周辺のみならず、奈良県全域の奥深い魅力を訴求するための情報ツールを制作し、県内での宿泊・滞在の促進、消費の拡大を図る。

(3) 業務の内容

①外国人観光客向け情報ツールの企画・構成

②外国人観光客向け情報ツールの制作

③内容確認用日本語テキストの作成

※詳細は、別紙「奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分）委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 委託料上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 委託期間

契約締結日から令和2年3月19日（木）まで

(6) 企画提案書等の制作等に要する経費

企画提案書等の制作及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県観光局観光プロモーション課 プロモーション推進係

電話番号 0742-27-8482

※ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

ファクシミリ 0742-27-3510

(2) 参加表明書（様式1）の提出

①提出部数

1部

②提出方法

(1)の担当部局に持参又はファクシミリにて送信すること。

なお、ファクシミリにて送信する場合、必ず電話にて送信した旨を連絡のこと。

③受付期間

令和元年9月9日（月）～令和元年9月24日（火）午後5時まで

(3) 企画提案書等の提出

①提出書類

1)参加申込書（様式2）

2)企画提案書（様式任意、サイズはA4又はA3）

企画書には、「仕様書」を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。また、各項目ごとにインデックスを付し、閲覧性に配慮すること。

ア)業務実施方針

イ)企画構成・デザイン力

・表紙デザイン案

提案タイトルとともに提案する紙質の用紙に印刷すること。用紙の選定及びデザインにあたっては、できるだけ上質な（高級感のある）用紙及びデザインとすることが望ましい。

・企画案

歴史文化資源、自然、宿泊、飲食、土産物（伝統工芸品等）、体験プログラムなどの情報及び以下に例示するような企画内容を掲載すること。なお、制作するページ数の6割以上は奈良市内以外の情報を含んだページとすること。

a) 県内のオススメ観光地情報

b) 宿泊を伴うモデルコース

c) 奈良の歴史・奈良発祥の紹介

d) サイクリング・ハイキング等のアクティビティ

e) 県内の伝統行事・イベント情報

f) 県内観光地のエリアガイド・マップ

g) アクセス情報

h) 奈良を訪れる上でのお役立ち情報

i) その他独自提案

・企画デザイン案

企画内容について紙面デザインがイメージできること。なお、写真素材等について、入手方法を明記すること。（新規に取材を行う、過去の業務において取得している素材を利用するなど）

・ライター案

奈良に関する深い知識を有し、外国人に訴求できる文章を書く実力のあるライターを選定すること。

・ページ構成案

全体のページ割のイメージができること。

・海外現地における旅前の旅行者への訴求が期待できる独自提案

雑誌社とタイアップし海外現地の書店にて販売または配布を行う、提案者独自の広報媒体により効果的な発信を行うなど、海外現地における旅前の旅行者に訴求できる効果的な独自提案をすること。

ウ)作業スケジュール

3) 事業者概要書（様式3）

会社概要がわかる書類等があれば添付すること。

4) 類似業務受注実績（様式4）

成果物等があれば添付すること。

5) 委託業務実施体制（様式5）

6) 見積書

宛名は「奈良県知事」とし、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

② 提出部数

① の提出書類7部（正1部、副6部）

なお、副6部（様式2～5及び見積書を含む。）については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を行わないこと。

③ 提出方法

(1) の担当部局に持参又は郵送すること。

④ 受付期間

令和元年9月9日（月）～令和元年10月2日（水） 正午まで（必着）

なお、持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。ただし、令和元年10月2日（水）は午前9時から正午までとする。）とする。郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(4) その他

① 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

② 参加表明書を提出した応募者が、企画提案書等の提出を辞退する場合は、提案辞退届（様式 任意）を令和元年10月1日（火）《必着》まで、(1)の担当部局に持参又は郵送すること。

4 質問の受付

(1) 受付期間

令和元年9月9日（月）～令和元年9月17日（火） 午後5時まで

(2) 受付方法

質問票（様式6）に必要事項を記載のうえ3の(1)の担当部局にファクシミリにて送信すること。

なお、送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、「奈良県観光プロモーション課ホームページ」に公表することとし、質問者への個別の回答は行わない。なお、質問者名は明示しない。回答通知は令和元年9月19日（木）に行う予定。

5 日程

令和元年	9月 9日（月）	要項配布、参加表明書及び質問受付開始
	9月17日（水）	質問受付終了（午後5時まで）
	9月24日（火）	参加表明書受付終了（午後5時まで）
	10月 2日（水）	企画提案書等受付終了（正午まで）
	10月 7日（月）	受託事業者選定審査委員会開催予定 （プレゼンテーション実施）

6 審査及び最優秀提案者の選定等

(1) 企画提案書等の審査

- ①審査は、奈良県観光キャンペーン業務（外国人観光客向け情報ツール制作分）受託事業者選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）において、次の審査項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。なお、審査は非公開で行う。
 - 1) 実施体制・スケジュール（評価全体の10%）

実施体制（人員、経験等）、実施スケジュール、業務実績等の業務環境が、本件業務を安定的に遂行できるものであるか。
 - 2) 業務実施方針（評価全体の10%）

本件業務全体企画が、目的をよく理解した提案となっているか。
 - 3) 表紙デザイン（評価全体の10%）

表紙のデザインは、本件業務の目的をふまえた、魅力的でかつ効果的な提案となっているか。
 - 4) 企画内容（評価全体の20%）

企画内容は、本件業務の目的をふまえた、魅力的でかつ効果的な提案となっているか。
 - 5) 企画デザイン・ページ構成（評価全体の10%）

企画デザイン・ページ構成は、本件業務の目的をふまえた、魅力的でかつ効果的な提案となっているか。
 - 6) 外国人への訴求性（評価全体の20%）

ライターは、本件業務の目的をふまえ、実力のある人員が配置されているか。
 - 7) 独自提案（評価全体の10%）

海外現地における旅前の旅行者への訴求が期待できる効果的な独自提案がなされているか。
 - 8) 見積書（評価全体の10%）

県が提示した予算額に見合った提案及び実行計画になっているか。
- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員（書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員）に対して文書で通知する。
- ④プレゼンテーション審査は、令和元年10月7日（月）に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して連絡する。
- ⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を15分以内とし、質疑応答を含め、1事業者当たりの時間は25分以内とする。プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

(2) 最優秀提案者の選定

(1)により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が1者のみの場合については、各審査項目において各委員の評価の合計点が6割以上であることを選定の条件とする。なお、審査は非公開とする。

(3) 事業者との契約

- ①(2)により最優秀提案者として選定された者が、事業者の候補者となり契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、(1)により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- ②契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人

並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 2)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6)本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7)本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8)本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(4) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7 その他

- (1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 委託業務の詳細事項等については、奈良県観光プロモーション課の指示に従うこと。
- (4) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。